資料1

へき地・季節保育所　　保育料等一覧（中核市）

No.		1		2	3	4	5	6	7	8	9
市町村名		旭川市		函館市	秋田市	いわき市	富山市	松山市	高知市	大分市	鹿児島市
区分		へき地保育所	季節保育所	季節保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所
保育所数		6か所 （3か所休所中）	9か所 （2か所休所中）	2か所	3か所	2か所	1か所	5か所 （全て休所中）	3か所	1か所	1か所 （H28.4.1～休所中）
開設期間		4～12月 （H29～1か所通年化）	4～12月 （H29～2か所　通年化）	4～12月	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年
開設時間	平日	8:00～17:30		①8:15～16:15 ②8:30～16:30	7:00～18:00 （土曜日は月2日程不定期に開所）	8:30～17:00	7:30～18:00	9:00～16:00	8:30～16:30	7:30～17:00	8:30～17:00
	土曜日			8:15～12:00		8:30～12:00		—	8:30～12:30		
対象児童		3歳～		①1歳～ ②1歳6カ月～	①0歳児～ ②6ヶ月～ ③2歳児～	満1歳～	1歳～	3歳～	①保育に欠ける4月1日現在3歳未満 ②4月1日現在3歳以上・保育に欠ける4月1日現在3歳未満 ③4月1日現在3歳以上	3歳～	満1歳～
入所料		—		年度ごと3,000円	—	—	—	—	—	—	—
保育料一律（月額）		8,200円		8,000円	—	保育料は徴収しない（いわき市へき地保育所条例）	—	5,700円	—	8,000円	当分の間保育料を徴収しない（鹿児島市へき地保育所条例施行規則）
年齢区分あり （3歳以上・3歳未満）		—		—	○		○	—	○	—	
階層区分数		—		—	—		8	—	—	—	
標準時間・短時間の区分		—		—	—		—	—	—	—	
最低月額 （0円・減額以外）		8,200円		8,000円	16,000円		6,700円	5,700円	13,000円	8,000円	
最高月額					18,000円		67,300円		15,000円		
多子軽減		所得割課税額が57,700円未満で保護者が監護し同一生計の子どもが2人以上いる場合，2子目以降…半額 （3歳未満児は保育が必要であること）		—	へき地保育所は地域の運営委員会が運営しており，各施設で保育料の減免は行っていないが，秋田市の「すこやか子育て支援事業」により，対象者となった場合保育料が減額される		①均等割のみ課税の世帯・所得割課税額57,700円未満の世帯…2子目…半額 ②均等割のみ課税の世帯・所得割課税額169,000円未満の世帯…3子目以降…無料	—	—	それぞれの保育料月額は8,000円を限度として市長が定める	
同世帯からへき地保育所を複数人利用		2子目以降…半額		—	①非課税世帯・均等割課税世帯～所得割48,600円未満…半額 ②市民税所得割48,600円以上～169,000円未満…1/4		—	—	2子目以降…無料		
同一世帯から認可保育所，幼稚園，認定こども園等を利用している就学前児童がいる場合の減免		—		—			○	—	—	—	
算定方法		住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定		—			住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	—	—	—	
減免	母子世帯等	○		—	—		○	市長が必要と認めるときは，保育料を減免することができる（松山市保育所条例準用）	—	市長は，公益上その他特別の理由があると認めるときは，保育料を減免することができる（大分市児童福祉施設等に関する条例）	
	在宅障がい児(者)のいる世帯	○		—	—		○		—		
	生活困窮世帯	○		—	—		○		—		

へき地・季節保育所　　保育料等一覧（道内市）

平成28年4月1日現在

No.		1		2	3	4	5		6
市名		旭川市		函館市	釧路市	帯広市	北見市		岩見沢市
区分		へき地保育所	季節保育所	季節保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	季節保育所	へき地保育所
保育所数		6か所（うち3か所休所中）	9か所（うち2か所休所中）	2か所	1か所	6か所	9か所(1か所：直営・8か所：指定管理)	1か所(地域団体による運営)	4か所
開設期間		4～12月		4～12月	通年	通年	通年		通年
開設時間	平日	8：00～17：30		①8:15～16:15 ②8:30～16:30	8：10～14：40	7：45～18：00	8：00～16：00		①8：00～17：00 ②8：30～17：00
	土曜日			8:15～12:00	休所（ただし行事日の場合平日と同じ）		8：00～12：00		
対象児童		3歳～就学前		①1歳～ ②1歳6カ月～	3～5歳	1歳～就学前	1歳から小学校就学前までの児童		満1歳から就学前
保育所入所料		―		年度ごと3,000円	0～3,000円	―	―		―
保育料設定									
年齢区分なし		○		○	○	○	○	○	―
年齢区分あり（3歳以上・未満）		―		―	―	―	―	―	○
金額一律（月額）		8,200円		8,000円	―	―	14,000円	へき地保育所の保育料に準じる	夏期　3歳未満児12,100円 3歳以上児11,000円 冬期　3歳未満児12,650円 3歳以上児11,500円 （3か所）
税額による階層区分あり		―		―	○	○	―		○（1か所）
階層区分数		―		―	3（A～C）	4(A，B1，B2，C)	―		8（1か所）
保育標準時間・短時間の区分		―		―	―	―	―		―
最低月額（0円・減額以外）		8,200円		8,000円	3,000円	ア）給食を自園調理していない施設5か所…3,000円～9,300円 イ）給食を自園調理している施設1か所…6,000円～12,300円	14,000円	へき地保育所の保育料に準じる	1,500円
最高月額					6,000円				20,000円
保育料減免	多子軽減	①同一世帯からへき地保育所を複数人利用（世帯の課税状況は不問）…2子目以降　半額 ②前年度市民税所得割額が57,700円未満の世帯で，保護者が監護し同一生計の子どもが2人以上いる場合…最年長から数え2子目以降　半額（3歳未満児は保育が必要であること） ③前年度市民税所得割額が77,101円未満の世帯で，かつ，ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯・生活困窮世帯…最年長から数え1子目　半額，2子目以降　無料		―	―	①同一世帯からへき地保育所を複数人利用（世帯の課税状況は不問）…2子目半額，3子目以降　無料 ②前年度市民税所得割額が57,700円未満の世帯で，保護者が監護し同一生計の子どもが2人以上いる場合…最年長から数え2子目　半額，3子目以降　無料 ③前年度市民税所得割額が77,101円未満の世帯で，かつ，ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯…最年長から数え1子目　半額，2子目以降　無料	①同一世帯に子どもが2人以上いる場合は，第2子目の保育料半額(7,000円)，第3子目以降の保育料0円…最年長の子どもの年齢制限：小学校就学前までの児童，かつ，支給認定を受けた児童 ②市民税所得割額77,101円未満の世帯については，最年長の子どもの年齢制限撤廃 ③市民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等については，第1子目の保育料7,000円(半額)，第2子目以降の保育料0円		生活保護世帯以外の世帯で2人以上の児童が入所している場合，2人目以降の児童は無料。また，満9歳未満の児童を3人以上監護し，児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が入所している場合，その児童の保育料を免除。（全保育所で実施）
	その他減免	―		―	(1) 災害により著しい被害を受けたとき。 (2) 収入に著しい変動があったとき。 (3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。	―	―		市町村民税非課税世帯で，母子世帯等・在宅障害児（者）のいる世帯・その他困窮世帯である場合，保育料を免除。（階層区分設定保育所のみ実施）
算定方法（控除等）		住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定		―	具体的な算定方法に定めはない。	A階層：生活保護世帯　0円 B1階層：市町村民税非課税世帯（母子・父子・障がい者世帯）　0円 B2階層：市町村民税非課税世帯　ア）3,000円　イ）6,000円 C階層：市町村民税課税世帯　ア）9,300円　イ）12,300円 ※ア）の施設は別途給食費徴収　月額3,000円程度	住宅借入金等特別税額控除，配当控除，外国税額控除，寄附金控除を控除する前の額	へき地保育所の保育料に準じる	市町村民税所得割税額で算定（年少扶養控除，特定扶養控除の廃止前の課税額により算定）
平成29年度以降変更予定の事項（検討中を含む）		H29～通年化　1か所	H29～通年化　2か所	―	国の法改正に伴い，B階層（非課税世帯）の第2子の無料化を検討	H32～認可保育所等へ移行　6か所	H29～8か所 （H29.3.31　1か所閉所）	―	―
特記事項		指定管理者による管理		―	―	指定管理者による運営委託 H28より特例給付制度を活用し，H32認可保育所等へ移行予定	直営1か所以外は，指定管理者(地域運営委員会)による運営・管理※保育料については，市が直接徴収	地域運営委員会による運営・管理※保育料については，自所徴収	―

No.		7	8	9	10	11	12	13
市名		網走市	稚内市	美唄市	江別市	紋別市	士別市	名寄市
区分		へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	季節保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所
保育所数		6か所	4か所 （ うち 1か所休所 ）	3か所	1か所	3か所	4か所(うち1か所，平成29年度より閉園)	2か所
開設期間		①通年(3か所) ②4～12月(3か所)	通年	通年	4～11月	通年	通年	通年
開設時間	平日	①8:00～17:00 ②8:00～16:00 ③8:30～16:30	8:00～15:00	8:00～17:00	7:30～17:00 (延長保育は17:00～18:00)	①8:45～16:30 ②8:45～17:30	①8:10～17:00 ②8:00～17:00(5～10月) 8:00～16:45(11～4月) ③8:00～17:00	①夏8:30～16:00冬9:00～16:00 ②夏8:00～17:00冬9:00～16:00
	土曜日	①8:00～12:00 ②8:00～12:30 ③8:30～16:30	8:00～15:00	8:00～17:00	7:30～17:00 (延長保育は17:00～18:00)	①8:45～12:30	①8:10～11:30 ②8:00～12:00(5～10月) ③8:00～12:00 ※土曜休園の場合有	①夏8:30～12:00冬9:00～12:00 ②夏8:00～17:00冬9:00～16:00
対象児童		3歳～就学前	就学前	1歳から就学前	2歳児～5歳児	生後10か月から小学校就学前まで	①1歳6か月～就学前(2か所) ②2歳～就学前(2か所)	2才以上の保育要件を有する児童
保育所入所料		—	—	—	—	—	—	—
保育料設定								
年齢区分なし		○	○	—	○	○	—	—
年齢区分あり (3歳以上・未満)		—	—	○	—	—	○	○
金額一律(月額)		—	上限 10,000円	—	9,500円	15,000円	—	—
税額による階層区分あり		○	—	○	—	—	○	○
階層区分数		5	—	8(国基準と同じ)	—	—	6	3
保育標準時間・短時間の区分		—	—	—	—	—	—	—
最低月額 (0円・減額以外)		3,000円	10,000円	3,000円	9,500円	15,000円	3,000円	6,000円
最高月額		18,000円		50,740円			13,000円	10,000円
保育料減免	多子軽減	①保育園等を利用している3才以上の児童から小学校3年生までの範囲で，最年長の子どもから順に2人目が第2子，3人目以降が第3子としてカウントする。(第2子は半額，第3子は無料) ②前年度市民税所得割額が77,100円以下の世帯については，兄弟のカウントにおける年齢制限が撤廃。 ③H28年度よりひとり親世帯，在宅障がい者(児)のいる世帯等については，第2階層は0円，第3階層は1,000円減額(第1子の場合)となり，さらに第1子の金額が半額，第2子の金額が0円となる。	・就学前の児童がふたり以上いる場合，就学前の最年長児童を第1子，その下を2子とカウントし，第2子は保育料基準表より半額，第3子が無料。 ただし，所得割課税額57,700円未満の世帯については，生計を同じくする小学生以上もカウントし，第1子は全額，第2子は半額，第3子無料とする。	①同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合 → 2子目半額 3子目以降0円 ②市民税所得割額が57,700円未満の世帯で，保護者が監護し同一生計の子どもが2人以上いる場合 →最年長から数え2子目半額 3子目以降0円 ③市民税所得割額が77,101円未満の世帯で，かつ，ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯・生活困窮世帯…最年長から数え1子目半額，2子目以降0円	—	—	同一世帯から複数の児童が保育園，幼稚園等に通っている場合は，保育料の一番高い児童が半額，3人目以降は無償になります。 (生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯～所得割課税額15,100円未満は，保護者と生計が同一であれば年齢制限を設けず第1子としてカウント)	第2子所得割課税額が48,600円以上の世帯は対象としない。 それ以外は国の取扱と同様
	その他減免	—	・所得割課税額77,101円未満の世帯で，ひとり親，障がい児または障がい者を有する世帯等については保育料軽減し，多子世帯については，生計を同じくする小学生以上もカウントし，第1子は全額，第2子以降は無料とする。	—	—	生活保護世帯無料	—	本市独自の年少扶養控除判定
算定方法 (控除等)		住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	住宅借入金特別控除等の適用前の所得割課税額で算定し，算定した金額から上限を10,000円として保育料を決定する。	住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	3歳未満児の以前の市保育料のC-3-1階層を参考にした	—	市町村民税所得割税額で算定(年少扶養控除，特定扶養控除の廃止前の課税額により算定)	公立保育所保育料算定に準ずる
平成29年度以降変更予定の事項 (検討中を含む)		H29～通年化(2か所)	非課税の多子世帯について，第2子より無料	非課税世帯は第2子以降0円(国と同様) 北海道の独自軽減については現在検討中	—	保育所数1か所減予定	4か所のうち1か所，平成29年度より閉園	—
特記事項		市が各地域のへき地保育所運営委員会に運営委託し，開設している。	指定管理者による管理・運営	—	—	指定管理者による管理	各運営委員会による管理運営委託	—

No.		14		15	16	17	18
市名		根室市		千歳市	富良野市	石狩市	北斗市
区分		へき地保育所	季節保育所	へき地保育所	へき地保育所	へき地保育所	季節保育所
保育所数		へき地季節保育所　2か所		6か所(うち2か所休所中)	3か所	3か所	1か所
開設期間		4～12月		4～12月	通年	通年	3～11月
開設時間	平日	8:30～17:00		8:00～17:00	8:30～15:30(4～10月は延長あり) 延長時間 ①15:30～17:30(1か所) ②15:30～17:00(2か所)	8:00～17:00	8:00～17:00
	土曜日	8:30～12:00			8:30～12:00	8:00～12:00	
対象児童		3歳～就学前		おおむね満2歳から就学前	2歳児～就学前	3歳～1園，2歳～2園	おおむね1歳～就学前まで
保育所入所料		—		—	—	—	—
保育料設定							
年齢区分なし		○		○	○	○	—
年齢区分あり (3歳以上・未満)		—		—	—	—	○
金額一律(月額)		—		—	—	12,000円	3歳以上児14,850円 3歳未満児17,550円
税額による階層区分あり		○		○	○	—	—
階層区分数		19		10	4	—	—
保育標準時間・短時間の区分		あり		—	—	2・3号のみあり	—
最低月額 (0円・減額以外)		4,100円		1,650円	2,700円	12,000円	14,850円
最高月額		28,000円		8,150円	10,000円		17,550円
保育料減免	多子軽減	・生活保護法による被保護世帯以外の世帯であって，同一世帯において就学前児童が複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等を利用している場合は，最年長の子どもから順に2人目は半額，3人目以降については無料とする。 ・世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯・生活困窮世帯に該当する場合は，77,101円未満)である場合については，支給認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者を1人目として算定を行い，2人目は半額(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯・生活困窮世帯に該当する場合は無料)，3人目以降については無料とする。		同一世帯から2人以上の児童(入所児童及びその兄弟姉妹に限る。)が同一のへき地保育所に入所している世帯における保育料は2人目以降は半額。	①市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所，幼稚園等をを利用している場合は，最年長の子どもから順に2人目は半額，3人目以降については無料とする。 ②市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合，最年長の子どもから順に2人目は半額，3人目以降については無料とする。 ③市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯は，最年長の子どもから順に1人目は半額，2人目以降については無料とする。	新制度を適用して保育料を算出した結果が12,000円を下回る場合，その差額を減免する。	同一世帯から季節保育所等を利用している就学前児童がいる場合，季節保育所に入所している児童が季節保育所等を利用している児童の年齢の高い方から2人目の場合は半額，3人目以降の場合は無料。
	その他減免	—		—	—	—	母子世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は無料。母子世帯等で市町村民税課税世帯は3歳以上児13,850円，3歳未満児16,550円。生活保護世帯は無料。
算定方法 (控除等)		住宅借入金等と特別税額控除等の適用前の額で算定 ひとり親世帯のみなし寡婦控除適用後の額で算定		住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定	住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で算定
平成29年度以降変更予定の事項 (検討中を含む)		H30～　通年化及び対象児童の拡大（6か月からの入所）　2か所 ※対象時の拡大は予定		—	—	—	平成29年度は休止
特記事項		—		—	—	—	—